

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章</p> <p>第三章 中間連結損益計算書</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 中間純利益又は中間純損失（第六十四条 第六十五条の二）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章の二 第六章（略）</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に關</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 中間連結損益計算書</p> <p>第一節～第五節</p> <p>第六節 中間純利益又は中間純損失（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第七節 雜則（略）</p> <p>第三章の二 第六章（略）</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十</p>

する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）（第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号口及び八に掲げる要件を満たすこと。

2
（略）

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十二 （略）

三十三 会計方針 中間連結財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十四 表示方法 中間連結財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十五 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確定性がある場合において、中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十六 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）（第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号口及び八に掲げる要件を満たすこと。

2
（略）

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十二 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十七 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

(新設)

三十八 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

(新設)

三十九 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

(新設)

四十 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

(新設)

四十一 中間連結財務諸表の組替え 新たな表示方法を前連結会計年度に係る連結財務諸表及び前中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して表示を変更することをいう。

(新設)

四十二 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表における誤謬の訂正を連結財務諸表又は中間連結財務諸表に反映することをいう。

(新設)

(中間連結財務諸表作成の一般原則)

(中間連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一～三

四 前連結会計年度において連結財務諸表の作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

(比較情報の作成)

第四条の二 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表は、当該中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる中間連結財務諸表の区分に応じ、当該中間連結財務諸表に記載すべき事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

一 中間連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項

二 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 前中間連結会計期間に係る事項

三 中間連結株主資本等変動計算書 前中間連結会計期間に係る事項

四 中間連結キャッシュ・フロー計算書 前中間連結会計期間に係る事項

第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一～三

四 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度において連結財務諸表の作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

(新設)

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、次に掲げる事項に区別して注記しなければならない。

一～四 (略)

2～5 (略)

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

第十一条 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次に掲げる事項に区別して中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

2～5 (略)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載)

第十一条 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

一 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由

二 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容

三 表示方法を変更した場合には、その内容

四 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

2 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結

(削る)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十一条の二 中間財務諸表等規則第五条(第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等(財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。次条において同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「財務諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第十一条の三 中間財務諸表等規則第五条の二(第一項ただし書及び第二項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財

財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当該中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨及び当該変更の内容を注記しなければならない。

(新設)

(新設)

務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(表示方法の変更に関する注記)

第十一条の四 中間財務諸表等規則第五条の二の二(第四項を除く。

)の規定は、表示方法の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第十一条の五 中間財務諸表等規則第五条の二の三の規定は、会計上の見積りの変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「当事業年度の財務諸表」とあるのは「当連結会計年度の連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第十一条の六 中間財務諸表等規則第五条の二の四の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合につ

(新設)

(新設)

(新設)

いて準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「当事業年度の財務諸表」とあるのは「当連結会計年度の連結財務諸表」と、「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(修正再表示に関する注記)

第十一条の七 中間財務諸表等規則第五条の二の五の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(注記の方法)

第十八条 第十条の規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第十一条から第十一条の七までの規定による注記は、第十条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により記載すべき注記(第十条から第十一条の七までの規定による注記を除く。)は、第十一条から第十一条の七までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十条から第十一条の七までの規定により記載した事項と関係

(新設)

(注記の方法)

第十八条 (新設)

(新設)

1 この規則の規定により記載すべき注記は、第十条及び第十一条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

一 第十条の規定により記載した事項と関係がある事項について、

がある事項について、これと併せて記載を行った場合

二 (略)

4| 第十七条の十四の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第十七条の十四の規定による注記の次に記載しなければならない。

5| (略)

第四十一条 削除

(一株当たり純資産額の注記)

第四十六条 (略)

2| 中間財務諸表等規則第三十六条の三第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

これと併せて記載を行った場合

二 (略)

2| 第十七条の十四の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、第十七条の十四の規定による注記の次に記載しなければならない。

3| この規則の規定により特定の科目に係る注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第四十一条 財務諸表等規則第五十八条の二の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した手形について準用する。

(一株当たり純資産額の注記)

第四十六条 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。

(新設)

(特別利益の表示方法)

第六十一条 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第六十二条 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(一株当たり中間純損益金額に関する注記)

第六十五条 (略)

2 中間財務諸表等規則第五十二条の二第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「

(特別利益の表示方法)

第六十一条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第六十二条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第六十五条 (略)

2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額

中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第六十五条の二 中間財務諸表等規則第五十三条の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。

この場合において、同条第二項中「事業年度」とあるのは「連結会

計」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。

3 中間財務諸表等規則第五十二条の二第三項の規定は、前中間連結会計期間の末日の翌日から前連結会計年度の末日までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第二号中「前中間会計期間」とあるのは「前中間連結会計期間」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

4 中間財務諸表等規則第五十二条の二第四項の規定は、当中間連結会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第三号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

5 中間財務諸表等規則第五十二条の二第五項の規定は、当中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第四号中「当中間会計期間」とあるのは、「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(新設)

計年度」と読み替えるものとする。

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案

現 行

様式第四号 【中間連結貸借対照表】		様式第四号 【中間連結貸借対照表】	
	(単位：円)		(単位：円)
	前事業年度 （平成 年 月 日）	前中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）	前中間連結会計年度の 要約連結貸借対照表 （平成 年 月 日）
	当中間連結会計期間 （平成 年 月 日）	当中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）	
資産の部		資産の部	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	×××	現金及び預金	×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	受取手形及び売掛金（純額）	×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	リース債権及びリース投資資産（純額）	×××
有価証券	×××	有価証券	×××
たな卸資産	×××	たな卸資産	×××
その他	×××	その他	×××
流動資産合計	×××	流動資産合計	×××
固定資産		固定資産	
有形固定資産	×××	有形固定資産	×××
無形固定資産	×××	無形固定資産	×××
のれん	×××	のれん	×××
その他	×××	その他	×××
無形固定資産合計	×××	無形固定資産合計	×××
投資その他の資産	×××	投資その他の資産	×××
固定資産合計	×××	固定資産合計	×××
繰延資産	×××	繰延資産	×××
資産合計	×××	資産合計	×××
負債の部		負債の部	
流動負債		流動負債	
支払手形及び買掛金	×××	支払手形及び買掛金	×××
短期借入金	×××	短期借入金	×××
リース債務	×××	リース債務	×××
未払法人税等	×××	未払法人税等	×××
引当金	×××	引当金	×××
資産除去債務	×××	資産除去債務	×××
その他	×××	その他	×××
流動負債合計	×××	流動負債合計	×××
固定負債		固定負債	
社債	×××	社債	×××
長期借入金	×××	長期借入金	×××
リース債務	×××	リース債務	×××
引当金	×××	引当金	×××
資産除去債務	×××	資産除去債務	×××

その他	×××	×××	×××	×××
固定負債合計	×××		×××	×××
負債合計	×××		×××	×××
純資産の部				
株主資本				
資本金	×××		×××	×××
資本剰余金	×××		×××	×××
利益剰余金	×××		×××	×××
自己株式	△×××		△×××	×××
株主資本合計	×××		×××	×××
その他の包括利益累計額				
その他の有価証券評価差額金	×××		×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××		×××	×××
土地再評価差額金	×××		×××	×××
為替換算調整勘定	×××		×××	×××
.....	×××		×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××		×××	×××
新株予約権	×××		×××	×××
少数株主持分	×××		×××	×××
純資産合計	×××		×××	×××
負債純資産合計	×××		×××	×××
(記載上の注意)				
(略)				

その他	×××	×××	×××	×××
固定負債合計	×××		×××	×××
負債合計	×××		×××	×××
純資産の部				
株主資本				
資本金	×××		×××	×××
資本剰余金	×××		×××	×××
利益剰余金	×××		×××	×××
自己株式	△×××		△×××	×××
株主資本合計	×××		×××	×××
その他の包括利益累計額				
その他の有価証券評価差額金	×××		×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××		×××	×××
土地再評価差額金	×××		×××	×××
為替換算調整勘定	×××		×××	×××
.....	×××		×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××		×××	×××
新株予約権	×××		×××	×××
少数株主持分	×××		×××	×××
純資産合計	×××		×××	×××
負債純資産合計	×××		×××	×××
(記載上の注意)				
(略)				

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案

現行

様式第五号 【中間連結損益計算書】		様式第五号 【中間連結損益計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	売上原価	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	売上総利益 (又は売上総損失)	×××
販売費及び一般管理費	×××	販売費及び一般管理費	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	販売費及び一般管理費合計	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	営業利益 (又は営業損失)	×××
営業外収益	×××	営業外収益	×××
受取利息	×××	受取利息	×××
受取配当金	×××	受取配当金	×××
有価証券売却益	×××	有価証券売却益	×××
持分法による投資利益	×××	持分法による投資利益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	営業外収益合計	×××
営業外費用	×××	営業外費用	×××
支払利息	×××	支払利息	×××
有価証券売却損	×××	有価証券売却損	×××
持分法による投資損失	×××	持分法による投資損失	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	営業外費用合計	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	経常利益 (又は経常損失)	×××
特別利益	×××	特別利益	×××
固定資産売却益	×××	固定資産売却益	×××
負のれん発生益	×××	負のれん発生益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	特別利益合計	×××
特別損失	×××	特別損失	×××
固定資産売却損	×××	固定資産売却損	×××
減損損失	×××	減損損失	×××

災害による損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)	×××	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××	×××
中間純利益 (又は中間純損失) (記載上の注意) (略)	×××	×××	×××

災害による損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)	×××	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××	×××
中間純利益 (又は中間純損失) (記載上の注意) (略)	×××	×××	×××

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案

現行

様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】		様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
			前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本		株主資本	
資本金		資本金	
当期首残高	×××	当期首残高	×××
当中間期変動額	×××	当中間期変動額	×××
新株の発行	×××	新株の発行	×××
……………	×××	……………	×××
当中間期変動額合計	×××	当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××	当中間期末残高	×××
資本剰余金		資本剰余金	
当期首残高	×××	当期首残高	×××
当中間期変動額	×××	当中間期変動額	×××
新株の発行	×××	新株の発行	×××
……………	×××	……………	×××
当中間期変動額合計	×××	当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××	当中間期末残高	×××
利益剰余金		利益剰余金	
当期首残高	×××	当期首残高	×××
当中間期変動額	△×××	当中間期変動額	△×××
剰余金の配当	×××	剰余金の配当	×××
中間純利益	×××	中間純利益	×××
……………	×××	……………	×××
当中間期変動額合計	×××	当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××	当中間期末残高	×××
自己株式		自己株式	
当期首残高	△×××	当期首残高	△×××
当中間期変動額	×××	当中間期変動額	×××
自己株式の処分	×××	自己株式の処分	×××
……………	×××	……………	×××
当中間期変動額合計	×××	当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	△×××	当中間期末残高	△×××
株主資本合計	×××	株主資本合計	×××
当期首残高	×××	当期首残高	×××
当中間期変動額	×××	当中間期変動額	×××
新株の発行	×××	新株の発行	×××

剰余金の配当	△××××	××××	△××××	××××	××××
中間純利益	××××	××××	××××	××××	××××
自己株式の処分	××××	××××	××××	××××	××××
.....	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
その他の包括利益累計額					
その他有価証券評価差額金					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中					
間期変動額 (純額)	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
土地再評価差額金					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中					
間期変動額 (純額)	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
為替換算調整勘定					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中					
間期変動額 (純額)	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
繰延ヘッジ損益					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中					
間期変動額 (純額)	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
土地再評価差額金					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中					
間期変動額 (純額)	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
その他の包括利益累計額合計					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中					
間期変動額 (純額)	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額合計	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期末残高	××××	××××	××××	××××	××××
新株予約権					
当期首残高	××××	××××	××××	××××	××××
当中間期変動額					

株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
少数株主持分			
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
純資産合計			
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×
剰余金の配当	△ × × ×	× × ×	× × ×
中間純利益	× × ×	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
(記載上の注意)			
1. ～ 4. (略)			
(別る)			
5. (略)			
株主資本以外の項目の当中 間変動額 (純額)	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
少数株主持分			
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間変動額 (純額)	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
純資産合計			
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×
剰余金の配当	△ × × ×	× × ×	× × ×
中間純利益	× × ×	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
株主資本以外の項目の当中 間変動額 (純額)	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
(記載上の注意)			
1. ～ 4. (略)			
5. 前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書については、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高の記載欄に連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高を記載すること。			
6. (略)			

株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××	×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			

株式の発行による収入	×××	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××	×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案

現行

様式第八号 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】		様式第八号 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
			前連結会計年度の要約 連続キャッシュ・フロー計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調 整前中間純損失)	×××	税金等調整前中間純利益 (又は税金等調 整前中間純損失)	×××
減価償却費	×××	減価償却費	×××
減損損失	×××	減損損失	×××
のれん償却額	×××	のれん償却額	×××
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	×××	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	×××
受取利息及び受取配当金	△××	受取利息及び受取配当金	△××
支払利息	×××	支払利息	×××
為替差損益 (△は益)	×××	為替差損益 (△は益)	×××
持分法による投資損益 (△は益)	×××	持分法による投資損益 (△は益)	×××
有形固定資産売却損益 (△は益)	×××	有形固定資産売却損益 (△は益)	×××
損害賠償損失	×××	損害賠償損失	×××
売上債権の増減額 (△は増加)	×××	売上債権の増減額 (△は増加)	×××
たな卸資産の増減額 (△は増加)	×××	たな卸資産の増減額 (△は増加)	×××
仕入債務の増減額 (△は減少)	×××	仕入債務の増減額 (△は減少)	×××
.....	×××	×××
小計	×××	小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××	利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△××	利息の支払額	△××
損害賠償金の支払額	△××	損害賠償金の支払額	△××
.....	×××	×××
法人税等の支払額	△××	法人税等の支払額	△××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△××	有価証券の取得による支出	△××
有価証券の売却による収入	×××	有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	△××	有形固定資産の取得による支出	△××
有形固定資産の売却による収入	×××	有形固定資産の売却による収入	×××
投資有価証券の取得による支出	△××	投資有価証券の取得による支出	△××
投資有価証券の売却による収入	×××	投資有価証券の売却による収入	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の	×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の	×××

